

第5期事業報告

〔 2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

事業報告

〔2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移していましたが、年明けからの新型コロナウイルスの感染拡大による経済への深刻な影響が出ており、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれています。

当社を取り巻く事業環境は、東北地方における旺盛なインバウンド需要等により、国内線、国際線ともに順調に推移していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行政からの移動自粛要請、海外渡航や入国の制限等により、2020年2月以降は定期路線の運休・欠航が相次ぐ状況が続いています。

その結果、当期の旅客数は前期に続き当空港の最高旅客数（371万人）を記録しましたが、当初計画（376万人）は下回りました。また、業績は、営業損失37百万円（前年度比72百万円減益）、当期純損失42百万円（同178百万円減益）となりました。

以下、当期に推し進めた各種施策について報告いたします。

(安全に関する取り組み)

当期においては、2019年6月をもって国出向職員が帰任し、7月から当社による自立的な空港運用業務を開始いたしました。仙台空港民営化以降、三ヵ年にわたる国出向職員による指導や業務引継、社内での運用体制整備や人材育成の結果、10月の台風19号発生時にも空港運用に大きな影響を与えることなく対応する等、当期においても当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、国・地元自治体・関係機関等と連携して対応を図るとともに、役職員の罹患を防ぐため、テレワークや執務場所の分散等の対策を講じています。

当社では、安全と保安の維持・向上が空港運営において最も重要な事項であると位置づけております。会社全体の安全管理体制の再確認、各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組んでまいります。

(営業活動)

国管理空港の民間による一体運営、すなわち、仙台空港民営化の目的は、東北地域の交流人口を増大させ、物流を活性化させることにあります。目的達成に最も重要である「路線を増やし、航空需要を増やす」施策を推し進めるため、当期も地元自治体や鉄道・バス・レンタカー・タクシーといった交通機関との連携促進、海外で開催された商談会への積極的な参加等、さまざまな活動に取り組みました。

これらの活動を通じ、当期においては、国内線は2019年8月からエア・アジア・ジャパンの名古屋線（2便/日）が、国際線は同年10月からタイ国際航空のバンコク線（3便/週）の就航が、さらに、同年11月からは中国国際航空の路線改編により大連経由北

京便（2便/週）の就航が実現しました。

その結果、当期における国内線旅客数は333万人（前年度比3.7万人増加）、国際線旅客数は37万人（同6.7万人増加）、旅客数合計では371万人（同10.5万人増加）となりました。新型コロナウイルスの影響による運休・欠航が相次いだため、想定していた旅客数を下回りましたが、当空港開港以来、最高となる旅客数を3期連続で達成することができました。

今後も、旅客数の増加を目指し、営業力の強化を図るとともに、地元自治体等と連携して新規路線の誘致、および既存路線の維持・増便に取り組んでまいります。

貨物事業は、前期に続き、新たな荷主の開拓に努めるとともに付加価値の高いサービスの提案を継続いたしました。

その結果、取扱貨物数量は、国内線貨物5,770トン（前年度比326トン減少）、国際線貨物1,021トン（同29トン増加）となり、貨物量合計では6,791トン（同298トン減少）となりました。国内航空貨物は、機材の小型化および搭載便の一部減便により4年連続で減少となりましたが、国際航空貨物は、バンコク便の大型機材就航等が寄与し、8年連続での増加となりました。

（空港設備等）

当期は、旅客者の増加や保安検査強化等に伴う国内線保安検査場の混雑を緩和するために、国内線保安検査場を1レーン増設して4レーンといたしました。2020年3月現在、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客数減少のため、増設レーンは運用していませんが、旅客数の回復状況を見て供用を開始する予定です。

また、「Fast Travel」、「素晴らしい空港体験」をコンセプトに、より一層の安全性・快適性・ホスピタリティの実現を目指すとともに、将来目標である旅客数550万人に対応可能な空港機能を実現するため、当期からターミナルビルのリニューアルに着手いたしました。

今後も、安全・快適な空港を目指していくため、また、安全・保安度の向上や施設運営の効率化を図るための設備投資を行ってまいります。

(2) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の様況

当期の設備投資額は、ターミナルビルリニューアル工事、PBB（旅客搭乗橋）更新工事等により560百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大にいかに対処するかが非常に大きな課題となります。2020年2月下旬から始まったさまざまな分野における活動自粛や4月に入って国から出された緊急事態宣言により、経済活動は大幅な停滞を余儀なくされ、当空港においても定期路線の運休・欠航が相次ぐ状況が続いております。

このような状況の下、既存路線につきましては、航空会社やグランドハンドリング事業者等の関係事業者と緊密な連携を継続し、事態の収束後、速やかな運航再開が実現できるように取り組んでまいります。同時に、新規路線の誘致にも積極的に取り組み、将来の就航に向けた営業活動を継続してまいります。あわせて、空港機能を維持するために、前期に続き関係機関とも連携を図り必要な対策を講じてまいります。

当社が空港運営において最も重要と位置づける安全と保安の維持・向上については、必要な諸施策を継続して実施してまいります。中でも空港運営を担う人材育成は重要な課題であり、外部研修やOJTを通じて役職人のスキルアップ等を計画的に進めてまいります。

また、将来目標とする旅客の受け入れに十分な機能と質の高いサービスの提供が可能な空港を実現すべく、2020年3月に着工したターミナルビルのリニューアル工事を、事故なく、計画どおりに進めてまいります。

地域共生の観点からは、旅客の増加と貨物の増量を通して、さらには空港の利用を通じて、名取市・岩沼市をはじめとする地域の活性化に貢献することを目標に、自治体や地域住民の皆様と連携を深めてまいります。

(5) 財産及び損益の様況の推移

	第1期 (2015年度)	第2期 (2016年度)	第3期 (2017年度)	第4期 (2018年度)	第5期(当期) (2019年度)
売上高	—	4,594百万円	5,155百万円	5,506百万円	5,746百万円
当期純利益または 当期純損失(▲)	▲611百万円	▲8百万円	109百万円	135百万円	▲42百万円
1株当たり当期純 利益または当期純 損失(▲)	▲37,724.10円	▲180.51円	2,154.24円	2,650.07円	▲841.20円
純資産	5,449百万円	8,047百万円	8,157百万円	8,292百万円	8,249百万円
総資産	5,764百万円	13,913百万円	14,020百万円	13,684百万円	13,372百万円

(6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・空港周辺の航空機の騒音対策
- ・空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・不動産賃貸、物品販売等
- ・航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・駐車場運営

(7) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

②従業員の状況

従業員数 166名

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.00%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規定に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他業者との比較などから慎重に検討して決定しています。

また、当社取締役会を中心とした当社独自の基準に基づく意思決定を行っています。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先：宮城県 借入金残高：3, 135, 996千円

2. 会社の株式に関する事項
株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	200,000株	内訳	普通株式	60,000株
			A種優先株式	140,000株
② 発行済株式の総数	169,960株	内訳	普通株式	51,030株
			A種優先株式	118,930株
③ 株主数		内訳	普通株式	7名
			A種優先株式	4名

④ 株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東急株式会社	21,432株	35,679株	57,111株	33.60%
前田建設工業株式会社	15,309株	35,679株	50,988株	30.00%
東急不動産株式会社	4,592株	35,679株	40,271株	23.69%
豊田通商株式会社	8,164株	11,893株	20,057株	11.80%
株式会社東急エージェンシー	511株	—	511株	0.30%
東急建設株式会社	511株	—	511株	0.30%
株式会社東急コミュニティー	511株	—	511株	0.30%
合計	51,030株	118,930株	169,960株	100.00%

（注）持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	岩 井 卓 也	
取 締 役	一 條 祐 三	空港運用部長
取 締 役	岡 崎 克 彦	航空営業部長
取 締 役	前 田 基	管理部長
取 締 役	高 橋 和 夫	東急(株) 代表取締役社長
取 締 役	岐 部 一 誠	前田建設工業(株) 取締役常務執行役員 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 代表取締役会長
取 締 役	池 内 敬	東急不動産(株) 常務執行役員
常勤監査役	千 田 三 郎	
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 取締役会長
監 査 役	鷺 徳 次	前田建設工業(株) 事業戦略本部コンセッション部 部長 兼 プロジェクトマネジメント部部长 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 取締役副社長
監 査 役	中 村 伸 之	東急(株) 監査役会事務局 参与

注1. 取締役岐部一誠氏、取締役池内敬氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役千田三郎氏、監査役氏家照彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 2020年3月31日をもって、代表取締役（取締役社長）岩井卓也氏は、代表取締役を辞任により退任いたしました。

なお、その後任として、2020年4月1日付で鳥羽明門氏が代表取締役（取締役社長）に就任いたしております。

注4. 2020年3月31日をもって、取締役（管理部長）前田基氏は、辞任により退任いたしました。

注5. グローバル・インフラ・マネジメント(株)は、当社の株主である東急(株)と前田建設工業(株)の合弁により、インフラ運営事業におけるコンサルティング業務等を行うことを目的として設立された会社です。

(2) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	1人	13,200千円	
監査役	2人	9,840千円	
計	3人	23,040千円	

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、34,800千円を支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

- (1)名称 EY 新日本有限責任監査法人
- (2)会計監査人の報酬等の額 9,200千円
- (3)解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1)決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議した内容の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
- ・取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング(内部監査)を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
- ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
- ・反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
- ・保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング(内部監査)担当者により随時に閲覧できる体制をとる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
- ・各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
- ・経営会議・常勤役員会を定期的開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
- ・監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。

⑦監査役がその職務を執行するうえで必要な費用等に関する方針

- ・監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。

⑧その他監査役がその職務を執行するうえで必要な費用等に関する体制

- ・取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2)体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき、規程類の整備に関する会議等の開催を行うとともに、その運用の状況については、決議した基本方針に基づき、上記に掲げた施策を実行するとともに、各部門による日常のセルフモニタリングと管理部門による定期的なモニタリングにより実施状況の確認と必要な場合の是正をしています。